

議案第53号

守谷市総合計画の策定等に関する条例

守谷市総合計画の策定等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年11月25日 提 出

守 谷 市 長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
53号	1

守谷市総合計画の策定等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びその実現を図るための基本計画（以下これらを「総合計画」という。）を策定すること等について必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の策定)

第2条 市長は、将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な方針として総合計画を策定し、これに即して市政を運営しなければならない。

2 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を十分に聴かなければならない。

(総合計画の変更)

第3条 市長は、総合計画が社会経済情勢の変化や市が直面する新たな課題に対応できるものとなるよう常に留意し、必要に応じてその内容を変更するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(総合計画の公表)

第4条 市長は、総合計画を策定したとき又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第5条 市長は、各種の計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由（議案第53号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により基本構想の策定義務が廃止されたことから、本市の総合計画の策定等に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
53号	2